

意見書案第20号

スパイ防止法制定に反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月11日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 市 古 次 郎

〃 石 川 建 二

〃 渡 迂 学

〃 後 藤 真 左 美

〃 小 堀 祥 子

〃 齋 藤 温

スパイ防止法制定に反対する意見書

自由民主党が日本維新の会と交わした連立政権合意書には、インテリジェンス・スパイ防止関連法制について速やかに法案を策定し成立させると明記しており、さらに、本年1月には国民民主党と参政党がそれぞれ単独で、スパイ防止関連法案を国会に提出した。

昭和60年に自由民主党が国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案を国会に提出したが、この法律案は防衛及び外交に關わる国家秘密を外国に漏らした者に死刑などの厳罰を科すというものであり、何が国家秘密に当たり、何をもって情報を漏らしたとみなすかを国が恣意的に判断できるため、報道内容から日常会話に至るまで監視対象となり得る現代の治安維持法とも言え、日本弁護士連合会も当時、基本的人権を侵害する極めて危険な法律案であるとして強く反対し、憲法が保障する言論や表現の自由、知る権利をはじめとする国民の基本的人権を侵害し、国民主権、民主主義の基盤を崩壊させかねない極めて危険な内容をはらんでいるとして廃案となった。

この当時の法律案は、定義する国家秘密の範囲が極めて広範で制限もなく要件も曖昧で、しかも秘密の指定は国の専権によるものであったことから、高市政権でスパイ防止関連法が成立した場合においても、国により秘密に対する恣意的な判断がなされ、刑事裁判の場でもそのまま押し通される危険性は極めて大きく、直接罰せられなくても国民やマスメディアが委縮し、互いを監視する社会となってしまうなどの懸念が払拭できず、また、死刑を含む重罪の量刑判断も合理的な根拠を欠き、著しく異常なものとなりかねない。

また、昭和60年当時、スパイ防止法推進派は日本をスパイ天国と宣伝したが、国は本年8月のれいわ新選組からの質問主意書に対する回答で、国内でスパイ活動が事実上野放しになっているとの指摘を否定しており、スパイ対策に関する法律を新たに制定することを必要とする切迫した事情も見当たらない。

よって、国におかれては、憲法が保障する言論、出版、報道及び表現の自由と知る権利をはじめとする基本的人権を擁護し、国民主権や民主主義を堅持するためにも、スパイ防止法を制定しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣